

環境影響評価制度の見直し（案）に対する御意見と県の考え方について

環境部環境政策課

1 募集期間 平成 27 年 6 月 23 日（火）～7 月 22 日（水）

2 募集方法 郵送、ファックス、電子メール

3 件 数 23 件（6 名）

4 御意見の概要と県の考え方

	項目	御意見の概要	県の考え方
1	法改正に伴う手続の導入	住民から情報を提供できる機会を持つために、民間事業者が実施する第 2 種事業についても、計画段階環境配慮書手続を義務付けてもらいたい。	<p>民間事業者が実施する第 2 種事業については、計画段階で事業計画地等の情報が明らかになることで企業活動に支障が生じるなどの懸念があるため、配慮書手続を努力義務としています。</p> <p>しかしながら、民間事業者が実施する第 2 種事業においても、住民意見の聴取を義務付けている配慮書手続を行うことが望ましいため、配慮書手続を実施した場合には次の方法書段階において知事意見を速やかに述べるよう努める規定を併せて設けたところであり、民間事業者が行う第 2 種事業についても、配慮書手続ができる限り実施されるよう働きかけてまいります。</p>
2	環境影響評価に係る手続の充実	第 2 種事業の判定の際に、地元住民の意見を聴取してもらいたい。	<p>今回の条例改正で新たに導入する配慮書手続においては、住民意見の聴取を義務付けています。配慮書手続が実施される場合、第 2 種事業の判定は配慮書手続の後に行われることとなりますが、判定の際には配慮書手続において述べられた住民の御意見も参考にアセス手続の必要性を判断することとなります。</p> <p>第 2 種事業の判定期間は 60 日間と短期間であることから、この間に改めて住民の御意見をお聴きする機会を設けることは難しいと考えていますが、関係市町村長の御意見を聴取することとしており、また、長野県環境影響評価技術委員会の意見を聴取する規定を新たに設けたところです。配慮書手続の際の住民意見を含めて、これらを御意見を勘案した上で、第 2 種事業の判定手続を適切に実施してまいります。</p>

3	<p>条例対象事業の拡大</p>	<p>絶滅危惧種等が生息する土地などが事業計画地に含まれる場合については、事業実施面積を問わず条例対象事業としてもらいたい。</p>	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、あらかじめ事業者自ら環境に与える影響を調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴きながら、より環境に配慮した事業にしていくための制度です。</p> <p>そのため、事業実施面積を問わずに、条例対象事業として事業者環境影響評価の手続を行わせることは、制度の趣旨にそぐわないものであり、事業者に対しても過度の負担になるものと考えております。</p> <p>なお、第2種事業において特に環境保全上の配慮が必要な地域としてより厳しい規模要件を適用している「森林の区域等」については、従来から長野県希少野生動植物保護条例により指定された生息地等保護区を対象に含めているところですが、施行規則の改正により鳥獣保護区の区域も新たに加えることを予定しています。</p> <p>また、絶滅危惧種に対する対応については、これらの関係法令等の中で適切に対策が講じられることとなります。</p>
4		<p>次の事業について条例対象事業としてもらいたい。</p> <p>(1) 対象事業に必須の電力施設などの施設を設置する事業で、対象事業の事業者又は別の事業者が行うもの</p> <p>(2) 山脈、山地などの主稜線を越える送電線の設置</p> <p>(3) 送電電圧 15 万ボルトを越える送電線の設置</p> <p>(4) 山脈、山地などの主稜線又は山頂から 500m 以内に設置される 1 万平方メートル以上の変電所などの電力施設の設置</p> <p>(5) 27 万 5 千ボルト、50 万ボルト送電線に関わる変電所など電力施設の設置</p>	<p>送電線路については、県民の社会生活や経済活動を支える重要なインフラ施設である一方、大規模な送電線路の建設については環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから、今回、条例対象事業に加えることとしたものです。</p> <p>なお、環境影響評価制度の対象とならない場合も、事業者による環境保全への一定の配慮は当然行われるべきものです。</p> <p>また、条例対象事業の見直しについては、社会状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後も適宜検討してまいります。</p> <p>(1)について</p> <p>御指摘のケースについては、事業の一体性について個別に判断することとなりますが、条例対象事業と関連事業の実施者が別の場合は、環境影響評価手続の実施主体が別となりますので、環境影響評価の対象になるかどうかは、それぞれ判断することとなります。</p> <p>(2)、(4)について</p> <p>御指摘のケースについては、景観面への影響が大きくなることが想定されますが、総合的な環境影響の観点から一定規模以上のものは環境影響評価制度の対象とし、それ以外の</p>

		<p>場合は個別法令による規制で対応すべきものと考えます。</p> <p>(3)について</p> <p>送電線路の設置については、鉄塔による影響に着目したものであり、規模要件については、電気事業法の規定により鉄塔が大規模になると考えられる 17 万ボルト以上のものを対象としています。また、大規模な送電線路が複数の都県にまたがって設置されることが多いことを考慮し、近隣都県の状況も参考に最も厳しい規模要件を設定しています。</p> <p>(5)について</p> <p>条例対象事業である送電線路と、変電所などの電力施設が併せて設置される場合、事業の一体性について個別に判断し、一体の事業と判断される場合は当該電力施設の設置を含めた事業全体が環境影響評価手続の対象となります。</p>
5	<p>送電線の設置について以下のとおり第2種事業を設定してもらいたい。</p> <p>エコパーク・ジオパーク等の国内外から環境認定された地域における 15 万V以上かつ巨長 1 km以上</p>	<p>本県の条例においては、次のいずれかに該当する場合に第2種事業を設定していますが、送電線路についてはいずれにも該当しないため設定しておりません。</p> <p>① 第1種事業について法第1種事業と同程度の規模要件を設定したもの</p> <p>② 面的開発事業で、規模要件を面積で規定したもの</p> <p>なお、送電線路の規模要件の考え方については No.4 のとおりです。</p>
6	<p>太陽光発電所に係る環境影響評価規模の具体的な要件について、次のとおりしてもらいたい。</p> <p>① 土石流危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域上流の土砂災害危険箇所を包含する地域</p> <p>※ 包含する地域とは、環境影響が及ぶと推定される範囲をいう。</p> <p>案1) 一団として 1 ha 以上</p> <p>※1 長野県自然環境保全条例第 20 条の「大規模開発調整区域内における行為の届出」を要するものとして、同条例施行規則第 29 条第 2 号に定める面積 1 ha に準ずる。</p> <p>※2 都市計画法第 29 条に基づく開発行為許可を要する面積 1 ha に準ずる。</p> <p>案2) 一団として 10ha 以上</p> <p>※ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定地を包含する地域において</p>	<p>太陽光発電所の規模要件については、ゴルフ場・スキー場の建設、工業団地・別荘団地の造成、土石の採取など、条例対象となっている多くの面的開発事業で採用している「第1種事業 50ha、第2種事業 30ha」を基本としています。</p> <p>しかしながら、第2種事業の対象となる森林の区域等については、①土地価格が低いことから、太陽光発電事業が進出しやすい区域であること②埼玉、山梨、岐阜県など近県における規模要件を考慮する必要があること③他の事業に比べ事業の分割実施が容易であることなどの理由から、環境保全上の配慮が特に必要であると考えており、より規模の小さな事業を条例対象とするよう、第2種事業の規模要件を 20ha 以上とする見直し案をお示ししています。</p> <p>20ha は、他の都道府県と比較しても規模の</p>

	<p>計画される開発事業については、当該指定の重要性に鑑み、規模の小さいものも対象事業とし、その規模は、土地利用形態が類似している運動競技場、遊園地、その他のスポーツ又はレクリエーション施設の区分で設定されている10ha以上に準ずる。</p> <p>② ①に掲げる地域以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団として20ha以上 <p>ただし、土地形質変更を伴うものは、一団として10ha以上</p> <p>※ 一団の面積は、見直し案で示されている20ha以上とする。</p> <p>また、土地形質変更を伴うものは、土地利用形態が類似している運動競技場、遊園地、その他のスポーツ又はレクリエーション施設の区分に規定されている10ha以上に準ずる。</p> <p>なお、面積の重複規定は、運動競技場、遊園地等の施設と異なる上部利用形態を考慮して、重複させない。</p>	<p>小さい開発を対象としており、条例対象である面的開発事業のうち最も厳しい規模要件を設定している住宅団地、流通業務団地の造成の第1種事業と同等です。</p> <p>御意見の中で触れられている、「運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設の設置」については、多様な開発形態が想定されるため、土地の形質変更の面積が少ない事業が敷地面積だけで対象事業となることがないように、第2種事業の規模要件を「敷地面積30ha以上、かつ、土地の形質の変更の面積10ha以上」と規定しているものです。土地の形質変更の面積10haを単独で条例対象としている訳ではありません。</p> <p>なお、環境影響評価制度の対象とならない場合も、事業者による環境保全への一定の配慮は当然行われるべきものです。</p> <p>また、条例対象事業の見直しについては、社会状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後も適宜検討してまいります。</p>
7	<p>土石流危険区域又は土砂災害警戒区域等が砂防等の防災対策工事によりその危険性が解消、又は指定の解除がされていない土砂災害危険箇所において計画される開発事業については、県民の「生命」と「安全」確保に万全を期するべく、環境アセスメント制度の運用について工夫を講じられたい。</p> <p>例えば、土砂災害危険地区（マップの土砂災害危険箇所及び土石流危険区域）と当該地区以外の一般地区（仮称）の地域要件が考えられる。</p>	<p>環境影響評価は環境保全の観点から行われるものであり、防災の観点については、森林法等の法律に基づく開発許可において対応いたします。</p>
8	<p>特に、第2種事業の規模要件については、土石流危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域上流の土石流危険渓流を包含する地域とそれ以外の地域にて行う一団の開発事業区分を設け、当該土石流危険渓流を包含する地域で計画される開発事業は、規模が小さくても環境アセスメントの対象事業とするべきである。</p>	
9	<p>新設する概括的な対象事業の第2種事業の規模要件は、「一団の土地の面積20ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上」とされたい。</p>	<p>当該事業では事業種を明示しておらず、具体的な環境影響の程度を想定できないため、ゴルフ場・スキー場の建設、工業団地・別荘団地の造成など、条例対象となっている多くの面的開発事業と同様の規模要件である「第</p>

			<p>1種事業：50ha、第2種事業：30ha」とすることが適当と考えております。</p> <p>なお、条例対象事業の見直しについては、社会状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後も適宜検討してまいります。</p>
10		<p>一団の地域における開発行為において、当該開発行為の合算規模が対象規模要件を超える等の大規模開発事業に相当する開発行為が発現した場合における対処方針を聞きたい。</p> <p>※ 対象規模以下、若しくは対象規模以下に分割した開発行為によるケースとして考えられる事例は、次のとおり。</p> <p>① 他の開発行為に隣接若しくは近接（例えば直線距離2km又は5km以内）する開発行為（既存+新規、新規+新規）</p> <p>② 開発事業者が設立した複数の会社による開発行為</p> <p>③ 実施年度を隔てて行う開発行為</p>	<p>特に、太陽光発電所については、事業を分割して実施することが容易であるため、事業の一体性を適切に判断し、条例が適切に適用されるよう、対応を検討してまいります。</p>
11		<p>規模要件を少し下回るアセス逃れへの対策を講じてもらいたい。</p>	
12		<p>条例施行時点あるいは現時点で、計画中、工事未着工の事業を条例対象としてもらいたい。</p>	<p>環境影響評価は事業の実施前にあらかじめ行う手続ですが、環境影響評価条例第29条においては、知事は対象事業の実施に必要な許可、認可その他の行為の権限を有する者に対して、環境影響評価書の写しを送付し、許認可等の行為を行うに当たり、環境影響評価書の内容について配慮するよう要請することを規定しています。</p>
13		<p>改正条例施行の際に適用除外とする対象事業は、当該開発事業計画について、予定地が存する地域の自治会若しくは開発事業対策協議会等と開発事業者との間において、事業実施に係る基本合意が締結済みの開発事業とする。</p>	<p>そのため、改正条例施行の際に計画中、工事未着工の事業であっても、改正条例の施行日前に対象事業の実施に必要な許認可等を受けた事業については、改正条例の規定は適用しない旨の経過措置を設ける予定です。</p>
14	その他	<p>長野県環境影響評価技術委員会の現行委員数（14名）では、動植物分野などの広範な分野を1～2名で担当することになり、十分な人数とはいえないのではないかと。現行の人数で運営するのであれば、地元の研究者の意見聴取が必要ではないかと。</p>	<p>長野県環境影響評価技術委員会の委員には、県内の環境の状況について造詣が深い大学教授の方等を委嘱しており、動物・植物・生態系の分野は5名の委員の方に担当いただいています。</p> <p>実際の審議にあたっては現地調査を実施して、現地の状況を委員の皆さんに直接確認していただくとともに、方法書、準備書でそれぞれ3回ずつ委員会を開催し、慎重に審議を行っています。</p> <p>なお、専門の事項を調査するため必要があるときは、別途専門委員会において対応しており、審議に必要な体制を確保するよう取り組</p>

		<p>んでいます。</p> <p>また、環境影響評価準備書に対する知事意見を述べる際には、公聴会を開催することとしており、地元の研究者の方を含めて環境保全の見地からの意見をお聴きする機会を設けています。</p>
15	<p>ゲリラ豪雨に対応できるように、最大降雨量よりも余裕を見た基準で環境影響評価を行ってほしい。</p>	<p>環境影響評価は、環境保全の観点から行われるものであり、防災の観点からの豪雨に対しては、森林法等の法律に基づく開発許可において対応いたします。</p>
16	<p>近年、全国各地で豪雨による土砂災害が増えており、今後は、その観点での対策が必要ではないか。</p>	<p>なお、流域開発に伴う防災調整池等の技術基準においては、10ha以上のすべての開発行為に対して、対象降雨を「30年に一度」から「50年に一度」に引き上げる見直しが行われたところです。</p>
17	<p>環境影響評価を実施する際に、地震の際の耐震性についても考慮してほしい。</p>	<p>環境影響評価は、環境保全の観点から行われるものであり、地震時の耐震性については、建築基準法等の他の法律により担保されるものと考えます。</p>
18	<p>太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議に、開発予定地住民の代表等に参加させるべき。</p>	<p>当会議は、太陽光発電施設設置に係る課題に対する意見交換や県の支援策等の検討を行うため、県関係課の他、参加を希望する市町村を構成員としているところです。</p> <p>個別の開発事案を検討する場ではありませんので、開発予定住民の代表等の参加は予定していませんが、会議において必要と判断される場合は、有識者や構成員以外の行政関係機関の職員、その他の関係者の出席を求めることができますこととしています。</p> <p>なお、太陽光発電施設の設置計画に関して御質問がある場合には、地方事務所の関係課（環境課、林務課等）まで御連絡ください。</p>
19	<p>県下各地のトラブルの公表、見直しへの反映をしてほしい。</p>	<p>今後も情報収集に努め、制度の見直しの参考とさせていただきます。</p>
20	<p>リニア新幹線に関連する事業のうち、特に列車運行に必要な欠くべからざる変電所や送電線についてアセスメントの対象になっていないのは、はなはだ疑問である。</p> <p>9ヘクタールにも及ぶ「超高圧変電所」をアセスメントの段階で全く説明しなかったことは、住民の立場からすれば、現時点で合法的であっても、アセスメント逃れといわざるを得ないと思う。</p>	<p>御意見については、制度の見直しの参考にさせていただくとともに、今後も環境影響評価制度の適切な運用に努めてまいります。</p>
21	<p>条例の規模要件に満たない開発事業における環境への影響の有無の実態調査は行われているか。</p>	<p>環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業を対象とすることが基本であり、今回の見</p>

	<p>環境に多少なりとも影響を与えた開発事業がある場合は、現行条例に定める規模要件等の妥当性に関する検証を行い、その結果を見直しに反映させるべきである。</p>	<p>直しにおいても、そうした観点で規模要件の検討を進めております。</p> <p>なお、条例対象事業の見直しについては、社会状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後も適宜検討してまいります。</p>
22	<p>第2種事業の判定の際に、「文化財保護法により指定された天然記念物」については考慮しているようだが、「地方自治体が条例により指定した天然記念物」についても考慮してもらいたい。</p>	<p>県の文化財保護条例に基づく天然記念物については第2種事業の判定基準として考慮しています。</p> <p>また、市町村の条例により指定した天然記念物についても、「環境影響評価技術指針マニュアル」において対象とする旨が明記されており、実際に事業者が環境影響評価を実施する際には、事業の実施に伴う影響が考慮されることとなります。</p>
23	<p>長野県自然環境保全条例の大規模開発調整地域で行われる大規模開発行為の対象に「太陽光発電所の建設」を加えてもらいたい。</p>	<p>本制度は、長野県において、主にリゾート施設の増加を抑制するため設けた制度であり、太陽光発電事業については、慎重に取扱うべきものと、推進すべきものがあることから、これらを当該制度で一律に規制することは想定しておりません。</p>